

3. その他

◎本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

◎飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買、または相続等で所有権が代わった場合、及び引越し等により住所が変更した場合は、当事務所までご連絡頂きますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問やご質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へご連絡下さい。

令和6年 5月31日発行

まちづくりだより

第94号

船橋市建設局都市整備部
飯山満土地区画整理事務所
TEL 047-469-8511
FAX 047-469-8500
E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本事業の目標である「緑と潤いのある住みよい街づくり」の早期実現を目指し、工事概成に向けて、道路や宅地造成等の工事を順次進めております。

引き続き、本事業へのご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1. 土地区画整理審議会委員選挙の概要について

土地区画整理事業を実施するにあたり、諮問機関として土地区画整理法第56条の規定に基づき、「飯山満地区土地区画整理審議会」が設置されています。

現在の委員の任期が令和6年9月16日までとなっておりますので、今年9月に審議会委員の改選を行います。

◎審議会の主な審議事項

① 施行者が審議会の意見を聴かなければならない事項

- ・ 仮換地の指定をしようとするとき
- ・ 換地計画を定めようとするとき
- ・ 換地計画の縦覧期間中に利害関係者からの意見書の提出があった場合、その内容を審査するときなど

② 施行者が審議会の同意を得なければならぬ事項

- ・ 土地評価を行うための評価員を選任するとき
- ・ 換地計画において特別な宅地について特別な定めをするときなど

◎審議会の組織

名称：船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会

任期：5年

委員定数：選挙により選出される委員（施行地区内の土地所有者・借地権者）8人
市長が選任する学識経験を有する委員 2人

◎権利の申告について

審議会委員の改選にあたり、地区内の土地に未登記の借地権をお持ちの方や、1筆の土地を複数で共有されている方については、以下の申告が必要です。

① 借地権の申告

登記の無い借地権を有する方は、令和6年6月21日までに申告されますと選挙権及び被選挙権を得られます。

② 代表者選任通知

土地の共有者（法人を含む）は、代表者一人を選任されますと、一つの選挙権及び被選挙権を得られます。選挙権については選挙期日（令和6年9月1日）までに、被選挙権については立候補受付最終日（令和6年8月15日）までに行ってください。

③ 所有権が代わった場合、住所が変更した場合

売買、または相続等で所有権が代わった場合、及び引越し等により住所が変更した場合については、当事務所までご連絡ください。

※ 申告書等の様式は、飯山満土地区画整理事務所に用意しています。

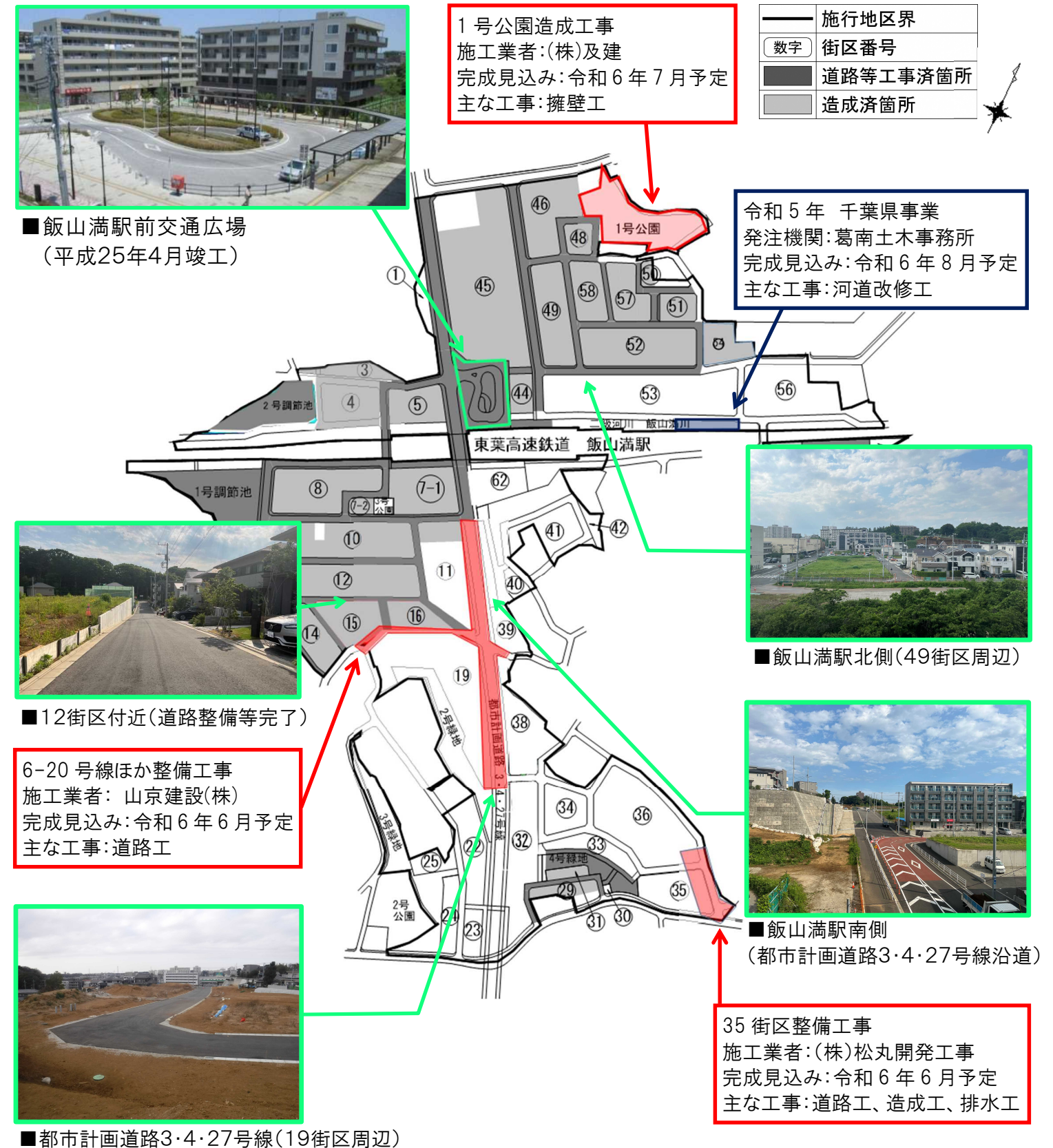
※ 借地権の申告及び代表者選任通知については、期日までに行いませんと選挙権及び被選挙権が得られません。

◎審議会委員選挙に向けたスケジュール（予定）

項目	年月日	備考
・選挙期日の公告	令和6年6月4日（火）	
・選挙人名簿作成基準日	令和6年6月24日（月）	
・名簿縦覧の公告	令和6年7月1日（月）	
・選挙人名簿縦覧期間 ・選挙人名簿に対する異議 申出期間	令和6年7月16日（火）から 7月29日（月）まで (土、日の縦覧は要予約)	(縦覧場所) 飯山満土地区画整理事務所
・立候補、立候補推薦 届出期間	令和6年8月6日（火）から 8月15日（木）まで (土、日、祝日の縦覧は要予約)	(受付場所) 飯山満土地区画整理事務所
・投票及び開票日(※)	令和6年9月1日（日）	(投開票所) 飯山満土地区画整理事務所
・当選人の公告	令和6年9月17日（火）	

(※)なお、立候補者が定数を超えない場合は、投票を行わない旨を公告し、当選者を決定します。審議会委員選挙に向けた詳細な内容については、「まちづくりだより」等でご案内いたします。

2. 現在の事業進捗状況（令和6年5月時点）



※工事内容・工期等は変更される場合があります。